

# 神戸市午睡事故防止推進事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、教育・保育施設等において、午睡時の事故防止を補助する機器の新たな導入に係る経費に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、以下の各号によるものとする。

- (1)神戸市内において、認可又は認定を受けた認定こども園、保育所、地域型保育事業を運営する事業者のうち0歳児及び1歳児の定員設定がある民間事業者
- (2)神戸市から委託を受けて病児保育室を運営する民間事業者
- (3)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条第1項に規定する認可外保育施設(認可外の居宅訪問型保育事業を除く。)のうち、0歳児又は1歳児の受け入れを行い、神戸市に届出を行っている施設であって、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(平成17年1月21日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める証明書の交付を受けている又は交付予定の施設を運営する民間事業者

## (補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、午睡時の事故防止を補助する機器の新たな導入に係る経費とする。

## (補助金の算定基準)

第4条 市長は、予算の範囲内において、補助対象者に1施設あたり50万円を上限として補助金を交付することができるものとする。

- 2 前項の規定により算出した補助金額に、千円未満の端数がある時はこれを切り捨てることとする。
- 3 当該事業に対して、他の補助金等の収入がある場合は、当該収入額を補助金額から控除することとする。

## (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、神戸市午睡事故防止推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定をし、神戸市午睡事故防止推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）又は神戸市午睡事故防止推進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、事業者へ通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり、必要な条件を付することができる。

(補助事業の変更等)

第7条 補助対象者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは神戸市午睡事故防止推進事業補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは神戸市午睡事故防止推進事業補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、市長へ提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し承認することが適当であると認めるときは、その旨を神戸市午睡事故防止推進事業補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は神戸市午睡事故防止推進事業補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 補助対象者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに市長までに提出しなければならない。

- (1) 神戸市午睡事故防止推進事業補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業等に係る収支決算書

(交付額の確定)

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

- (1) 神戸市午睡事故防止推進事業補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、確定した補助金の交付額が、補助金の交付の決定における交付予定額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(交付の時期)

第10条 市長は、補助金等の交付額の確定後、補助金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、第6条第1項の決定に係る補助事業の完了の前に、補助金の交付予定額の全部または一部について概算払いをすることができる。

(補助金の請求)

第11条 第6条第1項により神戸市午睡事故防止推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、神戸市午睡事故防止推進事業補助金請求書(様式第10号)を市長の定める期日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を補助対象者に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助金規則第19条による補助金等の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を神戸市午睡事故防止推進事業補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により当該補助対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(施行の細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。